

- 所属長  
学校等の長
- 所轄庁等  
公立の学校等：学校等を所管する教育委員会  
(県立学校の場合は押印不要)  
私立の学校等：学校等を設置する学校法人・社会福祉法人の理事長，宗教法人の代表者
- 教育事務所  
各教育事務所が所管する市町村立学校等のみ押印

経 由	所属長	所轄庁等	教育事務所
	令和2年1月7日	令和2年1月8日	令和2年1月9日
	印	印	印
勤務(予定)校		〇〇町立〇〇中学校	

様式第12号【記入例】

## 教育職員検定及び臨時免許状授与等願書

令和2年1月7日

宮城県教育委員会 殿

「本籍地」は「都道府県名のみ」を記入  
「住所」は「現に住んでいる所」を記入

本籍地 宮 城 都・道・府 (県)

住所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

免許状の氏名表記は、JISコード  
第1水準及び第2水準の文字による  
表記となります。  
【例】「高」は「高」になります。

(フリガナ) メンキョ タロウ  
氏 名 免 許 太 郎 (自署)

生年月日(性別) 昭和54年12月10日 (男) 女)

「消せるボールペン」は使用禁止です。  
(他の様式についても同様です。)

連絡先電話番号 090-9999-9999

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与（新教育領域の追加の定め）を別紙関係書類を添えて出願します。

なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

1 免許状の種類 中学校助教諭臨時免許状

2 教科又は領域 理科

中学校・高等学校・特別支援学校の助教諭の免許状を出願する場合に、教科又は領域を記入  
(幼稚園・小学校の助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状を出願する場合は記入不要)

※ 教育職員免許法第5条第1項(抄)

- 3 禁錮以上の刑に処せられた者
- 4 第10条第1項第2号又は第3号に該当する者
- 5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

検定手数料	
収入証紙 1,000円 宮 城 県	500円 宮城県収入証紙
宮城県収入証紙 (1,700円)	
200円 宮城県収入証紙	

授与手数料	
収入証紙 1,000円 宮 城 県	500円 宮城県収入証紙
宮城県収入証紙 (1,700円)	
200円 宮城県収入証紙	

経 由	所属長	所轄庁等	教育事務所
	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
勤務(予定)校			

様式第12号

## 教育職員検定及び臨時免許状授与等願書

令和 年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

氏 名 (自署)

生年月日(性別) 年 月 日(男・女)

連絡先電話番号

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与(新教育領域の追加の定め)を別紙関係書類を添えて出願します。

なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

1 免許状の種類

2 教科又は領域

※ 教育職員免許法第5条第1項(抄)

3 禁錮以上の刑に処せられた者

4 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

検定手数料

宮城県収入証紙

(1,700円)

授与手数料

宮城県収入証紙

(1,700円)